

公益財団法人鎌倉市公園協会 役員等報酬規程

平成23年9月22日 制定

規程第2号

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人鎌倉市公園協会(以下、「協会」という。)定款第17条及び第33条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、もって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下、「公益法人認定法」という。)に基づく報酬等の支給の基準とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬とは、公益法人認定法第5条第13号で定める報酬、賞与、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (3) 費用とは、職務を遂行するために要する旅費、交通費、手数料等の経費をいう。

(報酬の額)

第3条 協会の役員及び評議員の受ける報酬の額は、別表のとおりとする。ただし、事務局長の職を兼ねる役員については、報酬を支給しない。

- 2 常務理事に対する報酬の支給額は、理事長が理事会の承認を得て決定するものとする。

(報酬の支払方法等)

第4条 報酬は、次の各号に掲げるところにより支給するものとする。

- (1) 日額による報酬はその都度支給する。ただし、理事長がやむを得ないと認めた場合においては、当月分を翌月の初日から末日までの間に支給することができる。
 - (2) 月額による報酬の支給日その他支給に関する取扱いは協会職員の例による。
- 2 役員及び評議員の報酬について、法令に基づき報酬から控除すべき金額がある場合には、その支払うべき報酬の金額からその金額を控除して支払うものとする。

(費用弁償)

第5条 役員及び評議員がその職務を遂行するために要する費用については、弁償する。

- 2 常務理事に通勤手当を支給する。
- 3 前2項について、その支給額及び支給方法等は協会職員の例による。

(公表)

第6条 協会は、この規程をもって、公益法人認定法第20条の規定により報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正等)

第7条 この規程の改正等は、評議員会の決議により行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

付 則

- 1 この規程は、公益財団法人鎌倉市公園協会の設立の登記の日(平成 年 月 日)から施行する。
- 2 財団法人鎌倉市公園協会役員の給与、報酬及び費用弁償に関する規程(昭和59年3月30日規程第6号)は、廃止する。

別表 (第3条関係)

区 分	報酬の額	退職金等の支給の有無
理事長	月額 30,000円	無
常務理事	年額 5,000,000円を超えない額	無
役員及び評議員 (理事長、常務理事を除く。)	日額 10,000円	無